

東京学芸大学先端教育人材育成推進機構運営要項の一部改正について

改正理由：教育先端技術実装化研究推進室を設置すること等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この要項は、東京学芸大学先端教育人材育成推進機構規程（令和4年規程第13号。以下「規程」という。）第23条の規定に基づき、東京学芸大学先端教育人材育成推進機構（以下「機構」という。）の本部，リエゾンチーム，ユニット，データ駆動型教育・政策推進室及び教育先端技術実装化研究推進室（以下「推進室」という。），本部管理グループその他機構の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和8年4月23日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	(趣旨) 第1条 この要項は、東京学芸大学先端教育人材育成推進機構規程（令和4年規程第13号。以下「規程」という。）第23条の規定に基づき、東京学芸大学先端教育人材育成推進機構（以下「機構」という。）の本部，リエゾンチーム，ユニット，データ駆動型教育・政策推進室（以下「推進室」という。），本部管理グループその他機構の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕